

## 第 23 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第 23 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 令和元年 8 月 29 日 午後 2 時 00 分開会  
会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定  
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外であることの証明願について  
日程第 7 議案第 4 号 農地に該当するか否かの判断について

### 本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

### 出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

### （農地最適化推進委員 9 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
	日頃市地域	木村マリ子君		
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 三陸町越喜来地域 岡澤成治推進委員

### 事務局出席者

局長	飯田 秀 君	局長補佐	細谷 真実君
主任	福田 陽介君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 23 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 23 回農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。一昨日 27 日の矢巾町の農業委員会との全国農業新聞普及活動合同研修会、たいへんお疲れ様でした。震災復興に対し農業会議の月 2 回の諮問会議の開催、山口県美祢市の支援に応えるため、普及活動に力を入れたことをわかっていただけたと思います。また、その折、欠席した委員の方もそのことを理解し、今後の普及活動に取り組んでいただければと思います。

また 27 日の夜には経験したことのないような雨が降り、28 日朝には水田を見回りました。倒壊したところはないのですが、水路などで水田に水が入ったところがあったりと、少しですが、被害がありました。国道 45 号線でも羅生トンネル付近で土砂崩れのため通行止めになったり、三陸道でもあちらこちらで通行止めになったところがありました。皆様のところは被害はどうだったでしょうか。

最後に 1 か月前倒しで行なっている農地パトロールもあと 1 か月となりました。大分進んでいるとは思いますが、早めに終わらせるようお願いいたしまして、あいさついたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 9 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに 7 月 24 日開催の総会以降の経過報告でございます。主なものといたしましては、7 月の 30 日に盛岡市で令和元年度いわてポラーノの会第 2 回理事会が開催され、廣澤農業委員が出席をしております。31 日には令和元年度地域農業マスタープラン話し合いコーディネート手法研修会が盛岡市で開催されました。鈴木農業委員、中村農業委員、浅野推進委員、事務局から補佐と主任が出席をしております。8 月 7 日には農業者年金加入推進特別研修会が盛岡で開催されました。菊地会長、事務局から私と係長が出席をしております。9 日には大船渡市農業振興対策協議会が開催され、菊地会長が出席をしております。なお、菊地会長は今回の改正によりまして同協議会の副会長に就任をいたしております。同じく 9 日には盛岡市において第 41 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、細谷補佐が出席をしております。先月開催の総会において許可相当と決した追認案件 1 件を諮問し、異議なしとされましたので、その後許可証の交付を行なっております。19 日には気仙地方農政連絡会総会が開催をされまして、菊地会長と、事務局からは私と係長が出席をしました。それから 22 日には仙台市において東北・北海道ブロック女性

農業委員研修会が開催され、女性農業委員、推進委員の5名が参加してまいりました。27日には、先ほど会長からあいさつの中で触れましたけれども、矢巾町の農業委員会が視察研修で当市を訪れ、全国農業新聞の普及活動の合同研修会として開催させていただきました。活発な意見交換がなされまして、今後の活動の参考になったと思います。ご参加をいただいた委員の皆さん、たいへんご苦労さまでした。また同日に令和元年度大船渡湾水環境保全計画推進協議会が開催されまして、熊谷職務代理者が出席をしております。

次に次回総会までの行事予定でございます。9月11日にリアスホールにおいて気仙地区女性農業委員・推進委員研修会が開催されます。女性農業委員の皆さんには是非ご出席をいただきますようお願いいたします。また、菊地会長と細谷補佐も出席を予定しております。18日にはリアスホールにおいて農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会沿岸南部ブロックが開催される予定になっております。なお、9月は9月議会が開催されます。6日から26日までの会期で行われます。平成30年度の決算が主な審議内容となっております。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名します。書記には事務局の福田陽介主任、議事録署名人には3番古内嘉博農業委員、4番中村亨農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、登記地目畑、現況地目畑及び山林。4,543㎡。相続による権利の取得。7月23日届出、7月24日受理。2番、登記地目畑及び宅地、現況地目畑及び宅地。918.94㎡。相続による権利の取得。8月13日届出、8月13日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、1,593㎡。売買。経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員3人中1人。大型機械は耕運機2台、草刈機3台を所有しています。現在、世帯の耕作面積は695㎡となっておりますが、それはご両親が自家消費用に耕作しております。この度、1,593㎡を新たに譲受人が譲り受け、新規就農して、一人で耕作したいということでした。そこで農林課、その他関係機関に情報提供し、有利な条件で新規就農できるように検討しております。なお詳細につきましては事前に配付した調査書に記載されております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番について報告をします。調査は8月25日、譲渡人からの聞き取りと、譲受人には聞き取りと同行をいただいて現地の確認を行いました。現地の状況ですが、1筆は5年ほど前から譲受人の父親が譲渡人から借りて自家用野菜を耕作しているところで、もう1筆は栗の木が数本あり、下草はそれほど伸びていない状況でした。申請に至った経緯になりますが、譲渡人から譲受人に、自分は高齢で今後も耕作できるような状況ではないことから、現在貸している畑と栗林を有効に使ってもらえれば譲っても良いという話があったことから、譲受人は譲り受けることにしたとのことです。なお譲受人は、これまで8年間ほど山菜やキノコの栽培、販売の仕事をしていましたが、これを機に自宅に戻り、1筆は栗の木はそのまま残し、これまでの経験を生かしてキノコを栽培することを計画しており、また借りて耕作している1筆はこれまでどおり自家用の野菜畑として耕作を続けるとのことです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい3番古内委員。

○3番（古内嘉博君） 3番古内です。ちょっと個人情報になるかどうかはわからないけれども、この譲受人の年齢は。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 私が見た感じでは30代か40代、30代後半くらいかな。

○局長補佐（細谷真実君） 40代です。

○3番（古内嘉博君） 農業を中心に生計というんだか、暮らしていく考えですか。それとも兼業しながら。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 学校を出てからは机上の仕事をしていたそうです。その後に転職をして、それで県外に行って勉強をされて、今後はそのキノコの栽培とあわせて何て言うんですか、シーズン期間前って言うんですか、期間の空いた時期と言うんですか、その時期は県外の蜜柑農家の方に行って蜜柑栽培のお手伝いをするというふうな話はしておりました。どこまで個人情報になるか、ちょっとあれですけども、そういう話はされておりました。

○議長（菊地英浩君） よろしいでしょうか。その他質問、意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、348㎡。転用目的・施設等、土砂置場115㎡、資材置場130㎡、駐車・駐機場、通路等103㎡。転用理由、富岡幹線第34号外枝線工事、下水道工事のため。令和元年9月1日から令和2年3月31日までの一時転用。立地基準につきましては、第3種農地に該当し許可基準を満たしております。一般基準につきましては工事費については自前で行うため経費はかかりません。なお無償で貸すかわりに、一時転用後は農地として原状復旧するというので、黒土の用意もしてあるそうです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第2号1番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。26日に現地調査を実施しました。申請地の周辺は住宅と農地が混在したところとなっており、近年、宅地化が進んでいる地域となっています。申請地の現況は、よく草刈りをなされた休耕畑となっています。借受人は、今回下水道工事による土砂や資材置場などとして申請地を利用したいとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、また道路を挟んだ北向かいの土地は牧草地となっていますが、今回の申請による影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何か

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第6、議案第3号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 5ページをお開きください。議案第3号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は1件です。1番、登記地目畑、現況地目宅地、104㎡。非農地の事由、昭和58年に住宅の増築及び車庫・物置を新築して以来、宅地として利用している。平成27年、義妹が隣接する土地に新築した際発覚し、義妹の適用外申請と自分の分と一緒に司法書士に依頼した。既に手続きが済んでいるものと思っていたということで、今回申請するものです。浅野推進委員が農地パトロールの際、指導したものになります。申請書とともに始末書が提出されております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。1番について報告をします。本件は先ほど話がありましたけれども、この度の農地パトロールにおいて農地以外の目的で使用されていたことが確認されたもので、今年の農地パトロールで見落としのものになります。申請に至った経緯については、先ほど事務局から説明があったとおりでありますが、昭和58年に住宅の増築及び物置や車庫が新築された際に、それらの一部が当該農地に建てられ宅地化していましたが、手続きの方法がわからず申請されていませんでした。その後、平成27年に義理の妹さんが隣接地に住宅の新築を計画された際に依頼した司法書士から、当該農地も転用の手続きが必要であることを指導されたことから、司法書士に隣地の転用申請とあわせて当該地の申請も依頼しましたが、司法書士は隣地のみの手続きを行い、当該地分の手続きを失念してしまい現在に至ったもので、申請者は既に手続きが済んでいたものと思っていたとのことでした。既に宅地化されてから20年以上経過しており、農地等として復旧することが著しく困難であると認められる土地になります。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第4号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

次のページに一覧がございます。今回の非農地の対象農地は112筆、11万151㎡となります。7ページから10ページの一覧のとおりです。また本日配付の参考資料とあわせてご覧ください。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から該当地の現況について説明をお願いします。初めに末崎町について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第4号についての報告をいたします。昨年11月末に非農地判断する予定でしたが、私の体調が良くなく、今年の農地パトロールで非農地として提出させていただきました。93筆あるわけですが、ほとんどが山林に近い状態で、数年前からこのような状態が続いておりました。理由としては、親から譲られた土地が耕作できずに今に至ったこと。鳥獣被害で耕作意欲がなくなったこと。震災で亡くなられた方。震災で土地を離れたこと。高齢で耕作できなくなったことです。1軒1軒、判子をもらいに訪問したのですが、皆さん快く判子を押してくれました。その土地がどこに存在するのかわからないという方もありました。もっと非農地になるところがあるはずだという方もいろいろありました。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 次に赤崎町について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。95番から100番までについて報告をします。まず95番から98番までですが、それで申請地を含めた付近一帯の農地は戦後に近隣の方々数名で開墾された畑とのことです。農地以外の目的に供されるに至った理由、及びその時期についてですが、当初から申請者はこの農地を知人に貸して、その知人の方が耕作をしておりました。昭和30年代後半頃に、理由ははっきりわかりませんが、その耕作者の方が耕作を止めて以降、当該農地は耕作していないとのことで、現在は笹藪や雑木が生い茂っている状態となっています。また申請者は県外に住んでいる

ため、今後も耕作する意思がないとのこと。次に 99 番になりますが、農地以外の目的に供されるに至った理由及びその時期についてですが、申請者である耕作者が平成 5 年頃に病気で体調を崩してから、耕作できなくなり、現在は雑木が生い茂って山林と一体化している状態となっています。次に 100 番になります。現地は昨年の一部の農地について非農地化を行なった一帯で、パトロール期間中には山奥で危険な場所だったことから、改めて昨年 11 月下旬に事務局に同行をいただいて確認したところになります。当該農地は昭和 30 年頃に葡萄栽培をするために開拓されたところで、昭和 50 年頃には耕作者である祖父母が高齢になったこともあって耕作を放棄されたことから、現在は荒地となり、山林と一体化している状態となっていました。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町吉浜について 10 番菊地から説明いたします。101 番から 112 番までの説明をいたします。101 番は 30 年ほど前から耕作しておらず、何とか保全管理をしていたのですが、圃場整備の時に残土捨場として使用した場所です。担当者には農地などで削除する必要があることを言うておりましたが、そのままになってしまいました。102 番は昭和 57 年頃松苗を一部植林していたことがありました。その後、管理ができなくなり、松と雑木の混じった林になってしまいました。去年までは 1a くらいですが、耕作していたので良好としておりましたが、今年は耕作しておらず、今後もどうなるかわからないということで、非農地判断の対象としております。103 番は平成 20 年頃、107 番から 109 番は平成 10 年頃、耕作していた親が亡くなってから管理できなくなり、鹿も多く荒らしてしまい雑木林・原野となっております。104 番、112 番は三鉄及び国道 45 号線の残地として三角形に残った小面積の土地です。その時見た時は既に雑木林の状態でした。105 番は仕事が忙しく耕作しなくなりました。杉混じりの雑木林の状態です。106 番は昭和 42 年頃まで葡萄栽培をしておりましたが、通う道路があったのですが、隣接する民家が家に車を入れるため道路を造り、今まで通っていた道路が遮断され段差ができたため通うことができなくなり、以後、耕作できず雑木林となってしまいました。110 番は平成 10 年頃、中央部分を宅地として売却してから管理をしてもらっていますが、草刈した部分には廃材を置き、周辺は雑木林の状態です。111 番は戦後、昭和 40 年頃までは耕作していたようですが、傾斜がきつく労働力もないため、条件の良い畑を耕作しています。この土地は農地という自覚がなかったと、山林だと思っていたということです。現状は雑木林となっています。このように農地としての使用は困難と見てきました。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 4 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号について本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号農地に該当するか否かの判断については、本委員会において全て農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第23回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後2時32分閉会